

令和7年度 江戸川区立第二葛西小学校 人権教育 全体計画

人権に関する法令等

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学習指導要領
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・人権教育・啓発に関する基本計画
- ・東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例
- ・東京都人権施策推進指針
- ・東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
- ・江戸川区教育委員会の教育目標・基本方針
- ・人権教育の指導方法等の在り方について
- ・児童の権利に関する条約
- ・江戸川区子どもの権利条例
- ・江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例 等

学校の教育目標

- ・じょうぶな子
- ・思いやりのある子
- ・考える子
- ・やりぬく子

人権教育の目標

一人一人の児童が、さらに自他を尊重し、行動することができる児童を育成する。

目指す児童・生徒像

思いやりの心を持ち、自他を尊重し合い、行動できる子ども。

目標策定の方針

<児童の実態>

- ・明るく素直である。
- ・活動に対して、意欲的に取り組むことができる児童が多い。
- ・学習状況調査では、規範意識がやや低い傾向にある。

<保護者・地域の願い>

- ・基礎学力を定着させてほしい。
- ・児童が安心して通える学校にしてほしい。

<教師の願い>

- ・基礎学力を定着させたい。
- ・人の気持ちや立場を考えられる力を育んでほしい。
- ・自分で考え判断し、行動する力を育んでほしい。

人権教育に関する指導の実態把握

- ・教育目標や指導の重点に、人権教育にかかわる内容を盛り込んでいる。
- ・互いに助け合い共に向上するような指導上の配慮及び障害のある児童への指導を適切に行う。
- ・地域の人材、施設との連携を図り、相互に信頼関係を深めるように配慮する。

人権教育を通じて育てたい資質・能力（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）

- （知識的側面）人権にかかわる諸概念、人権課題の解決に必要な概念に関する知識、人権侵害を予防する実践的な知識
- （価値的・態度的側面）人間の尊厳、自己の価値及び他者の価値を感知する感覚、自己についての肯定的態度
- （技能的側面）人間の尊厳の平等性を踏まえ、互いの相違を認め、受容できるための諸技能

普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組

- （普遍的な視点からの取組）人権にかかわる普遍的概念を念頭に置き、人権尊重の理念について指導する。
- （個別的な視点からの取組）人権課題にかかわる差別意識の解消を目指して指導する。

学年・学級経営

- ・いじめや暴力などの人権侵害を絶対に許さず、互いの個性を認め尊重し合い、協力し合う学級
- ・個人の人権を尊重し、意欲的に生活できるような相談。連携体制の確立
- ・職業や将来の進路に関し、個人の希望や有用性を尊重し、認め合える学級

日常的な指導

- ・挨拶は「いつでも・どこでも・誰にでも」を基本とする。
- ・当番活動では、公平に役割分担・適切な活動ができるようにする。
- ・遊びのきまりは公平・平等にし、適切に活動できるようにする。
- ・言葉遣い・名前の呼び方は相手の気持ちを考えるようにさせる。
- ・掲示物は人権に配慮したものにする。
- ・アレルギーや健康状態に十分配慮し、適切な指導を行う。

教科等の指導

国語：伝え合う力、思考力や想像力を養う。／社会：課題を把握し、解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したりする力を養う。／算数：筋道を立てて考察する力を育てる。／理科：自然を愛する心情、主体的に問題解決しようとする態度を育てる。／生活：生活を豊かにしようとする態度を育てる。／音楽・図工：豊かな情操を養う。／家庭科：課題解決の力・工夫し実践する態度を育てる。／体育：課題解決に向けて思考判断する力を養う。／外国語：コミュニケーションの技能を養う。／道徳：道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。／総合：自他の生き方について考えることができるようにする。／特活：協力してよりよい生活を築こうとする自主的・実践的な態度を育てる。

人権教育の年間指導計画作成のための方針

- ・児童が主体的に参加できる交流活動や体験活動などを積極的に取り入れる。
- ・学び合うことの大切さを実感できる授業を展開する。
- ・心が触れ合う機会や場を設ける。

教職員の研修

- ・人権教育研修会等では、学校教育における人権教育を推進するための考え方を研修する。
- ・校内研修では、人権教育のねらいをふまえ、具体的な授業実践に基づいて授業改善を図ることを目的とした研修を行う。また、組織として児童一人一人に応じた指導ができるように、具体的な事実に基づいて共通理解を図り指導に生かすことができる研修を行う。

校種間の連携

各校種間で学習指導や生活指導のための連絡会を設け、共通理解を図り、児童指導に役立てる。

家庭・地域との連携

- ・「学校・学年・学級」便り等を通し、教育実践を保護者や地域社会へ発信し、共有化を図る。
- ・二葛西まつり等の機会を通し、地域の人材、施設等との連携を図った教育活動の展開を進める。
- ・おやじの会等の活動を通し、地域と共に子供を育てる実践を推進する。